

京都市立養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第17号

京都市立養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立養護学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する  
題名を次のように改める。

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則

目次中「第8章 研修（第31条）」を  
「第8章 研修（第31条）」に改める。  
第8章の2 職員評価（第31条の2）」

第1条中「京都市立の養護学校（以下「養護学校」という。）」を「京都市立の総合支  
援学校（以下「総合支援学校」という。）」に改める。

第2条中「養護学校」を「総合支援学校」に改め、同条の次に次の1条を加える。  
(定義)

第2条の2 この規則において「総合支援学校」とは、京都市立特別支援学校条例によ  
り設置する特別支援学校をいう。

第3条中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

第4条中「北総合養護学校」を「北総合支援学校」に、「桃陽総合養護学校」を「桃  
陽総合支援学校」に改める。

第5条第2項中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「養護学校」を「総合支援学校」に改め、「の各  
号」を削る。

第11条の次に次の2条を加える。

(情報の提供)

第11条の2 校長は、保護者及び地域住民その他の関係者との連携及び協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況について、積極的に情報を提供するものとする。

2 前項の情報提供に当たっては、京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。

(学校評価)

第11条の3 総合支援学校においては、教育活動その他の学校運営の状況を改善し、教育水準の向上を図るとともに、保護者等との連携及び協力を推進するため、当該総合支援学校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価（以下「学校評価」という。）を行うものとする。

2 学校評価は、職員、児童又は生徒、保護者等が行い、実施に当たっては適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、学校評価の結果を公表するとともに、学校評価の実施状況及びその結果を教育委員会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第14条第1項及び第2項並びに第20条第1項中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

第21条第1項中「養護学校」を「総合支援学校」に、「京都市立白河総合養護学校、京都市立鳴滝総合養護学校及び京都市立桃陽総合養護学校」を「京都市立白河総合支援学校、京都市立鳴滝総合支援学校及び京都市立桃陽総合支援学校」に改める。

第23条を次のように改める。

(副教頭)

第23条 総合支援学校の小学部、中学部及び高等部（以下「部」という。）に副教頭を置く。

2 副教頭は、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

3 副教頭は、教諭の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命じる。

第24条第1項中「養護学校」を「総合支援学校」に改め、同条第3項中「当該養護

学校」を「当該総合支援学校」に、「別表第3に掲げる主任等」を「教務主任、生徒指導主事、研究主任、分教室主任その他別に定める主任等」に改める。

第25条第1項中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

第27条第1項中「養護学校」を「総合支援学校」に改め、同条第3項中「当該養護学校」を「当該総合支援学校」に改める。

第28条第1項及び第29条第1項中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

第8章の次に次の1章を加える。

## 第8章の2 職員評価

### (職員評価)

第31条の2 職員(校長、教頭、副教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。)

は、職員としての資質の向上及び総合支援学校の活性化を目的として、年度初めに自己目標を設定し、その達成状況等を自己評価するものとする。

2 校長、教頭、副教頭及び事務長は、職務遂行についての指導又は助言を行うとともに、前項の達成状況等を含め、別に定める評価基準により所属職員(教頭、副教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。)を評価するものとする。

3 校長、教頭、副教頭及び事務長は、所属職員との面談を実施し、前項の規定による評価の結果を当該所属職員に開示するものとする。

4 校長は、第2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、職員の評価に関し必要な事項並びに校長、教頭、副教頭及び事務長の評価に関し必要な事項は、別に定める。

第32条第1項及び第34条第1項中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

第35条第1項中「養護学校」を「総合支援学校」に改め、同条第2項中「京都市立北総合養護学校」を「京都市立北総合支援学校」に、「京都市立桃陽総合養護学校」を「京都市立桃陽総合支援学校」に、「当該養護学校」を「当該総合支援学校」に改め、同条第3項中「京都市立北総合養護学校、京都市立東総合養護学校、京都市立西総合養護学校及び京都市立吳竹総合養護学校」を「京都市立北総合支援学校、京都市立東総合支援学校、京都市立西総合支援学校及び京都市立吳竹総合支援学校」に改める。

第38条及び第45条第1項中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

別表第1 京都市立総合養護学校の項中「京都市立総合養護学校」を「京都市立総合支援学校」に改め、同表京都市立白河総合養護学校の項中「京都市立白河総合養護学校」を「京都市立総合支援学校」に改め、同表京都市立東総合養護学校の項中「京都市立東総合養護学校」を「京都市立東総合支援学校」に改め、同表京都市立鳴滝総合養護学校の項中「京都市立西総合養護学校」を「京都市立西総合支援学校」に改め、同表京都市立吳竹総合養護学校の項中「京都市立吳竹総合養護学校」を「京都市立吳竹総合支援学校」に改め、同表京都市立桃陽総合養護学校の項中「京都市立総合養護学校」を「京都市立総合支援学校」に改める。

別表第2 同和主任の項を次のように改める。

|        |            |
|--------|------------|
| 人権教育主任 | 人権教育に関する事項 |
|--------|------------|

別表第2備考3中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

別表第3を削る。

別記様式中「総合養護学校長」を「総合支援学校長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)